

第10期第1回練馬区情報公開および個人情報保護運営審議会 会議要録

- 1 日時 平成30年6月5日(火)10時～11時20分
- 2 場所 練馬区役所本庁舎5階 庁議室
- 3 出席者 柴崎委員、今井委員、廣田委員、中里委員、石塚委員、太巻委員、渡部委員、田中委員、田村委員、加賀美委員、岩橋委員、嶋村委員、河原委員、阿子島委員、関委員、藤井委員、宮崎委員、米沢委員、やない委員、高口委員、かとうぎ委員
区側：総務部長、情報公開課長、情報政策課長、経理用地課長、事務局職員
- 4 傍聴人 0人
- 5 配付資料
資料1 外部委託に関する事前一括承認基準の適用について(経理用地課)
資料2 平成29年度公文書の公開状況および個人情報保護制度の運用状況(情報公開課)
- 6 会議の概要
 - (1) 委嘱式
 - (2) 会長・副会長の互選
 - (3) 報告事項
 - ・外部委託に関する事前一括承認基準の適用について
 - ・平成29年度公文書の公開状況および個人情報保護制度の運用状況について
- 7 発言内容

(以下敬称略)

委嘱式開催

(黒田副区長) 委嘱状の交付、委員への挨拶

委嘱式終了

(黒田副区長退席)

(情報公開課長) 続きまして、第10期第1回練馬区情報公開および個人情報保護運営審議会を開催します。会長、副会長の選出まで進行を務めます。

事務局職員紹介

練馬区情報公開および個人情報保護運営審議会条例第5条の規定に基づき、第10期審議会の会長および副会長を互選により選出させていただきます。どなたか、会長と副会長のご推薦をお願い致します。

柴崎委員を会長、今井委員を副会長に推す意見があがる

(情報公開課長) ただ今、柴崎委員に会長、今井委員に副会長をお願いしたいというご意見がありました。いかがでしょうか。

(各委員) 拍手による同意

(情報公開課長) 柴崎委員、今井委員、お引き受けいただけますか。

柴崎委員、今井委員の承諾

それでは、柴崎委員に会長、今井委員に副会長をお引き受けいただきたいと思います。両委員は、会長・副会長席にお移り下さい。

(情報公開課長) 柴崎会長、今井副会長からご挨拶をお願い致します。

柴崎会長、今井副会長より就任の挨拶

(情報公開課長) それでは、ここからの進行は、柴崎会長をお願い致します。

(会 長) 審議に入る前に、まず第10期から新たに委員となられた方もいらっしゃいますので、委員の皆さま全員から一言ご挨拶をいただきたいと思います。

(各委員) 自己紹介

(会 長) それでは、本日の議事に入ります。本日の議題は、報告事項が2件です。報告事項の説明をお願いします。なお、説明の際は、着座したままで結構です。

(経理用地課長) 外部委託に関する事前一括承認基準の適用について
資料1に基づき説明

(会 長) ただ今の説明について、ご意見・ご質問がある方は、挙手をお願い致します。

(委 員) 今後の寄付は、全てインターネットを利用して行うことになるのでしょうか。これにより、従来の納付書による寄付はできなくなるのでしょうか。例えば、高齢者でインターネットが苦手だという方は、どうなりますか。

(経理用地課長) 納付書による寄付方法も残しているのので、どちらでも選ぶことができます。

(委 員) 今まで、練馬区ではどれくらいの寄付を受けていますか。状況の推移を教えてください。

(経理用地課長) これまでの寄付について申し上げますと、平成29年度は約7,000万円です。そのうち、個人の方からの寄付が約6,700万円で、約6,550万円は区民の方からとなります。なお、個人の方からの寄付約6,700万円のうち、高額な寄付が4件あり合計で約6,300万円となります。それを除くと約400万円になります。一部の高額な寄付を除けば、個人の方からは、平均して、年間400万円程度の寄付があります。

(会 長) 他にご意見・ご質問がある方は、お願いします。

(委 員) 再委託禁止の条項があり、委託の条件となっています。この部分については、今回委託をする事業者は非常に大規模な業務を行う事業者で、完全に単独で業務を行うということは難しいと考えます。再委託の禁止をどのように担保、あるいは確保しているのか、また、どのように確認していくのか教えてください。原則的に禁止しているだけなのか、その辺りについても教えてください。

(経理用地課長) 再委託については、再委託をする場合には、事前に区に申請を行うことになっています。ご指摘をいただいた実際の履行状況については、個別に確認を行っていきたいと考えています。

(会 長) 結局のところ、再委託は、絶対的に禁止されるものではなく、書面による同意がある場合やその他必要がある場合には、できることとなっています。

(情報政策課長) 再委託については、個人情報を含むものについては、原則として禁止になっています。しかしIT業界などでは、再委託もやむを得ないという状況もあり、その場合は、再委託の承認申請を行ってもらい、その内容を確認し、区が許可した場合に、再委託ができることになっています。したがって、区が分からないところで、再委託をしていることはないということは担保しています。

(会 長) 他に何かご意見・ご質問はありますか。

(委 員) 資料1の2ページの一括承認基準の表の事例の部分に、「インター

ネット受付代行業務」と記載されていますが、この部分は寄付に限定する必要はないのですか。インターネットによる受付は、他にあるのですか。表の一つ下の欄のクレジットカード決済についても同様だと考えます。この点についてはどうですか。

(情報公開課長)

ご指摘の部分については、受付方法に着目して「インターネット受付代行業務」と記載しています。このタイプの事例には、事業内容に着目し事例の記載をしたものもありますが、今回と同様に受付方法に着目し事例の記載をした「電話受付案内業務」などがあります。今回は、インターネットという受付方法に着目し、また、今後のICTの活用という観点から、このような記載としました。また、クレジットカード決済の部分についても、同様の考え方から、区のアクションプランにおいてペイジーやクレジットカードを利用した税金の収納なども計画していることから、今後こうした活用が増えていくため、寄付に限定しないでこのような記載としています。

(会 長)

〇〇委員のご懸念は、この部分に限定する記載がなければ、何もかもできてしまうのではないかと、必要があって区民サービスの充実のためにやることであればいいとしても、どのあたりで歯止めがかけられるのかということだと考えます。どのような場合にこの一括承認基準を適用し、また、無限定にならないようにどのような対応を行うのでしょうか。その点について、どう考えていますか。

(情報公開課長)

今回の事例と同様に考えることができるものは、同様の事例として取扱いますが、今後の状況の推移の中で今回の事例と異なる事例が新たに出れば、審議会で審議を行っていただくものと考えています。

(会 長)

リスクが異質である場合やリスクが高い場合は、別途、審議会の諮問または報告もあり得るということでもいいですか。他に何かご意見・ご質問はありますか。

(委 員)

資料1の5・6ページにある外部委託記録票について、委託内容の欄の記載を見ると、委託内容が「寄付金の受付代行業務」となっており、インターネット上の受付代行業務に限定されていないので、非常に広い委託内容になっているように読み取れます。また、クレジットカード決済の代理納付業務についても、同様に限定されていませんので、寄付金については、全て代理業務、代理納付で委託するという印象を受けますが、この点についてはどうですか。

(情報公開課長) 委員ご指摘のとおりであると思います。ご指摘の部分については「インターネットによる」という文言を追記する修正を行います。

(会長) 他に何かご意見・ご質問はありますか。

(委員) 資料1の2ページに個人情報の保護という記載があります。この案件は、審議会事前一括承認基準を適用した報告です。個人情報の保護全体を議論するものではないことは分かっていますが、ただ、一番のポイントは、個人情報の保護が適切に行われているかどうかを知りたいというところです。この案件では条例の第13条と第14条が適用になります。この条文に従って、この内容をしっかり行っているということが分かるには、まず委託の条件として規則の第6条を適用していることが分かります。問題なのは、特記事項の順守を受託事業者に義務付けているが、それが資料として添付されていないため、どのような内容が規定されているか分かりません。それと、もう一つは、受託者自身にも責務があります。それは、受託者が個人情報を適切に扱える事業者だということを区が把握しなければならない。それには、受託事業者による利用約款やプライバシーポリシーで判断していると思いますが、そのあたりの確認方法についてもご説明をいただければ、全体として個人情報について適切な取扱いをしていると納得できると考えます。

(経理用地課長) 特記事項については、資料として添付しておりませんが、その内容については当然精査を行っておりますし、利用約款やプライバシーポリシーについても、受託事業者から提供を受け、確認を行っているところです。

(会長) 資料として添付されていませんが、一番大事な内容なので、当然所管課で確認を行っているということによろしいですか。

(経理用地課長) はい。

(会長) 他に何かご意見・ご質問はありますか。それでは、次の案件に移ります。資料2について、ご説明をお願い致します。

(情報公開課長) 平成29年度公文書の公開状況および個人情報保護制度の運用状況について 資料2に基づき説明

(会長) ただ今の説明について、ご意見・ご質問がある方は、挙手をお願い致します。

(委 員) 資料2の3ページ表6について、決定期間を延長したのものとして247件と記載があり、その説明として特定した公文書が多量であったとのことですが、多量とはどの程度なのかを教えてください。恒常的にこのような請求があるということであれば、将来的には、現行の15日以内でいいのかということも含めて検討が必要になると考えます。そのあたりのことについて、教えてください。

(情報公開課長) 多量というのは、100枚以上を基準として、取扱いを行っています。中には非常に多いものもあり、一番多いもので約5,000枚という請求もありました。多量になると、個人情報などの非公開とすべき情報が記載されていないかのチェックに時間がかかります。

(委 員) 案件として、急いで回答が必要な場合もあるかと思しますので、そういう場合には対応を考えなくてはいけない。難しいことではありますが、これからの区民の要望に応える形で対応をお願いします。

(会 長) 迅速な区民サービスと個人情報の保護とは、なかなか両立させることは困難かもしれませんが、工夫をしていただきたいと思います。

(総務部長) 資料の1ページに公開請求の年間の件数について記載していますが、減少傾向にあります。この理由として、公開請求という手続きを踏まなくても、所管課で情報提供ができるものについては、情報公開課から所管課に対してあらかじめ依頼を行い、公文書の写しの提供を受け、区民情報ひろばで公開しています。そうした対応の成果が公開請求件数の減少という結果に表れていると考えています。委員のご発言の趣旨は、時間がかかるものはかかるで仕方がないが、請求者が求めている必要な情報は、速やかに手元に届く方が良いということだと思いますが、その取組の1つとして、このようなこともやっています。しかし、正式な手続きを踏んでいただくことが必要な場合もありますので、それについてはご発言の趣旨を踏まえながら、どのような対応ができるかを含めて検討を行っていきたいと考えています。

(会 長) 他に何かご意見・ご質問はありますか。

(委 員) 資料2の6・7ページに個人情報に係る不適切な事務処理として、紛失5件とあり原因がそれぞれ記載されていますが、このようなことが今後起こらないように、対策としてどのような取組を行ったのか教えてください。

(情報公開課長)

紛失については、本来あってはならないことですが、このような形で起きてしまっています。発生した事案については、各所管課で実際に現場に赴き、状況の確認をして、原因の究明と再発防止に取り組んでいます。例えば、鍵のかからないところに保管してあったものについては、施錠するという取組を徹底したり、引き渡しや管理方法について、今までのやり方であればどういったリスクがあったのかを再チェックし改善するなどの対応を所管課で行っています。また、共通化・一般化できるものについては、研修などにより、徹底するように周知しているところです。

(委員)

以前の審議会においては、所管課の職員から具体的な事例の説明を受けていたが、このような一覧表の形になると、随分たくさんあるものだと感じます。この一覧表に記載された事案については、委託事業者による事案なのか、職員による事案なのか教えて下さい。

(情報公開課長)

委託事業者によるものは、事案5になります。事案としては、職員による場合、委託事業者による場合、今年度はありませんが、指定管理者による場合などがあります。委託事業者については、研修のほか、委託事業者に対するチェックリストなどを活用し、再発防止に取り組んでいるところです。

(委員)

資料2の6・7ページの不適切な事案について、質問をさせていただきます。個人情報の漏えいあるいは誤送付という形で漏えいがあった時に、漏えいした個人情報が回収できたのかどうか、非常に重要なところだと考えます。また、発生後の再発防止策の実効性という観点から、一覧表の事案1と事案7では、同じ所管課で同様の事案が約10か月後に発生しているところをみると、再発防止策の有効性に疑念を生じるところがありますので、このあたりについて教えて下さい。

(情報公開課長)

事案1と事案7については、戸籍住民課という同じ所管課で、同様の事案が発生してしまったものです。この原因については、証明書を発行する場合に、対象者の検索を行います。本来であれば名前と住所、名前と生年月日など2つの検索項目を用いて実行することになっていますが、この事案では2回検索が必要な場合において、2回目の検索を行う際に、1つの項目しか使用せず間違えてしまったということです。2つの検索項目を用いて検索を行うことをルール化しているにもかかわらず、徹底されてなかったものです。事案1や事案7にかかわらず、各所管課で当該事務の実施手順を作成しており、それを徹底するということになっていますが、急な案件で作業が中断

したり、職員個人の不注意で事案を発生させてしまうということがあります。こういう場合の対応については、所管課で実施手順の遵守を徹底するということが大事ですが、職員の意識を高めるための取組も重要だと考えています。事案を発生させた所管課に情報公開課の職員が出向き、実施手順の見直しも含めながら、引き続き再発防止に取り組んでいきます。また、個人情報の回収については、基本的にできています。ただ、紛失してしまった場合については、事案の性質から回収は困難でした。

(会 長) 他に何かご意見・ご質問はありますか。

(委 員) 事案8に、民生・児童委員の事案があります。具体的には聞いていませんが、民生・児童委員も委員の高齢化に苦慮しています。この事案の発生後に、引継ぎ時のチェックリストを作成し、確認することになりました。また、委員全体でこの問題が共有され、個人情報を保管するボックスが区から委員全員に配付されました。個人情報が記載されているものについては、必ずこのボックスに入れ、委員交代の際に確実に引継ぎを行うこととしています。この方法がしっかりと守られれば、十分に対応できるものとなっています。

(委 員) 委員のご発言の関連になりますが、現在、地域との協働が区政の大きな柱となっています。地域とは、民生・児童委員を含めて町会・自治会などになります。しかし昨今、民生・児童委員になってくださる方がなかなかいません。何回も頼んでやっと引き受けてもらえます。町会も同様で、ある町会では、運営が厳しくなり、解散したり、別の町会と合併できないかなどという話もあります。個人情報の取扱いに対する義務化について、これは町会などにどの程度周知されていますか。個人情報の取扱いも勿論大事ですが、要援護者名簿を扱っている民生・児童委員は、高齢者実態調査も行いますが、皆さん報酬をもらって仕事をやっているわけではなく、ボランティアです。区が、義務です義務ですと指導したときに、どれだけの人が地域の安心・安全を守ってくれることに携わってくれるか、今後のことが心配です。義務化について、どういう状況になっているか説明して下さい。

(情報公開課長) 委員のご発言の義務化については、昨年5月に改正個人情報保護法が施行され、町会・自治会を始め、ボランティア団体等にも個人情報の取扱いについて、法に則った取扱いが義務付けられたということです。法が改正され施行されたということで、情報公開課から関係団体等に対して研修を行いましたし、また、今後も要望に応じ

て行っていきたいと考えています。個人情報の保護を適正に行う一方で、個人情報を利用して地域の中での助け合いなどを含めてやっていかなければならないのに、がんじがらめになってしまって、なかなか行えないのではないかという問題意識もあり、前回の審議会の中でもそういうお話があったところです。私どもとしても、その辺りのバランスが大事だと思っています。個人情報の取扱いについては、研修等で周知に努める一方、個人情報をどう共有化しながら、良い地域づくりをしていくかということは、非常に大きな課題だと考えています。先ほどの民生・児童委員の事案についても、個人情報の取扱いについて、私どもの方で、民生・児童委員に個人情報を渡す際に、管理方法や取扱方法についての説明が十分ではなかったという反省から、名簿はボックスに入れて管理をすることで個人情報保護の取組を強化したと所管からは聞いております。個人情報の取扱いの義務化により、町会等の活動が阻害されてしまうことのないよう、注意が必要だと考えています。

(委員)

デリケートで難しい問題ですが、地域の活動が弱くなってきているのは事実なので、よろしく願います。1つ要望ですが、資料2の2ページで情報公開請求の件数が654件ということで、経年経過のなか、所管課で一定のものは情報提供をすることにより、請求件数が減少してきたということですが、先日聞いた話ですが、まちづくりについて区と協定を結んだ方で、亡くなった方の息子さんが区に協定書の写しを求めたところ、写しをもらうのに1週間程度かかると言われたとのことでした。本人の権利・利益に係るものでもあり、請求の仕方が悪かったのかもしれないが、迅速に提供されるように徹底してもらいたいと思います。

(総務部長)

個別のケースについては、確認をさせていただきます。先ほどの私の発言ですが、所管課における情報提供について、所管課では固く考えてしまうところもあります。全庁に対する啓発や、所管課と個別に協議をしている中で、効果が出始めているところです。1つはこの取組を徹底し、もう1つは、人材育成という広い範囲の話になってしまっていますが、窓口対応における職員全体の能力を上げていく努力を重ねて実施していきたいと考えています。

(会長)

難しい問題ではありますが、そこを何とかやっていただければ、区民に対するサービスの向上になりますので、ぜひお願い致します。他に何かご意見・ご質問はありますか。

(委員)

事案12の区立小学校において児童の保健関係書類を紛失したとい

うことですが、差し支えなければ紛失したのはどんな書類なのか教えて下さい。また、発生後、どのような対応をしたのかも教えて下さい。

(情報公開課長) この事案において、紛失したのは保健調査票になります。担任が保護者から収集したのですが、担任の交代に伴い、机上の整理をした際に、他の書類と合わせてシュレッダーにかけてしまったというものです。

(会長) ミスがないことが一番良いというのは間違いないが、大事なことは、ミスがあったとしても1回のミスでは個人情報が漏えいしないという工夫が必要で、そういう発想も重要だと考えます。人間なので、どれだけ教育を徹底したとしても、長い年月の間には個人的なミスは起こり得ます。それを前提として、それでも個人情報は漏えいしないというような体制を整えることが現実的には大事なことだと考えます。

(情報公開課長) 先ほどの事案で、担任が保管をしていたが、机上での個人的な保管になってしまっていたというところにも原因があったため、再発防止として、書類を養護教員に提出する際の手順を確立し、書類を適正に管理するようにしました。

(委員) 情報公開請求が減少している原因として、請求しても個人情報以外の情報も黒く塗りつぶされてしまうのではないかとということで、請求を行わない人も増えているのではないのでしょうか。情報公開に対する区民の意識は低くなってきているものと考えます。この制度が始まった時の熱意のようなものがなくなりつつあるので、情報公開制度のPRが必要だと考えます。また、区には他にもいくつか審議会があると思いますが、それらの中では個人情報を扱うものもあると思いますので、それぞれの審議会でも個人情報の保護について、しっかりと理解をしてもらうことが必要なのではないかと考えます。

(情報公開課長) 公文書公開請求が減少していることについては、先ほど総務部長の発言もありましたが、公文書公開請求による情報公開ではなく情報提供という形で、請求を行わなくても見ることができるようになっており、そうした提供件数は年間2,000件程度あります。こうした取組の影響が大きいと考えています。情報公開制度につきましては、行政の信頼性、透明性を確保するものですので、公開の方法などについては、引き続き周知に努めていきたいと考えています。もう1

つの個人情報の保護の取扱いについては、情報公開課の職員が所管課まで赴き、話をしていると言いましたが、折に触れ所管課にも通知を行い、場合によっては、個人情報の取扱いが多い戸籍住民課などの職場には、情報公開課から職員を派遣して研修等を行っているところです。

(委 員)

資料2の6・7ページの不適切な事案の原因として、確認が不十分だったことやダブルチェックを行わなかったことというのが何か所かありますが、原因と担当課職員の多忙感との間に何か問題はないのですか。戸籍住民課のものが多く、取り扱う件数を聞くと膨大なもので、担当職員のバランスはどうなのかよく考えなければいけない。区の職員も一生懸命やっているところとは思いますが、能力の限界があると思いますので、あまり責任、責任といっても、今度は逆に、担当の職員たちも大変だと考えます。取扱いの件数と担当者の人数とのバランスはどうなっているのかも踏まえて問題を考えていかないといけない。この部分を棚上げして、個人情報の保護といって、何か問題が起こったときに職員に問題ありといっても、人間には限界があるので、個人情報の保護は重要だし、大切なことであるのはわきまえたうえで、考えていかななくてはならないと考えます。

(情報公開課長)

今の委員のお話のように、うっかりミスやダブルチェックを怠ったというものが非常に多いのですが、これには、業務の流れのなかで手順どおりに実施することが難しいとか、多忙感だとかそういったものもあると考えます。そういったものについては、所管課で先ほどもお話しした実施手順を再確認するなど、事務を実際にやっているところで見直しを行うことが重要だと考えています。

(会 長)

他に何かご意見・ご質問はありますか。無いようですので、本日の報告事項は、終了とさせていただきます。事務局から、次回の審議会の予定などについて、連絡事項はありますか。

(事務局)

次回の審議会の開催は、8月下旬から9月上旬を予定しています。現在、各所管課に案件の照会を行っており、案件がある場合は、改めてご連絡をさせていただきます。

(会 長)

以上で本日の審議회를終了致します。皆さまお疲れさまでした。